

紀の川市ホームページ有料広告掲載取扱基準

平成19年2月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、紀の川市広告事業実施要綱（平成19年紀の川市告示第5号。以下「要綱」という。）及び紀の川市広告事業実施基準に基づき、紀の川市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、申請者の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱及び紀の川市広告事業実施基準の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル×横190ピクセル
- (2) 4kバイト以内
- (3) GIF形式
- (4) アニメーションは、可とするが点滅するものは部分的なものも含め不可
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者に誤解を与え、又は誤解を与えるおそれのある表現のものは不可

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は1月を単位とする。

- 2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。
- 3 広告掲載期間に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広報紙及びホームページ等により、広告の掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、

掲載を希望する月の2月前の25日までに、市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1月につき1件とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

3 連続する複数月の掲載を申込み場合は、12月を越えてすることができない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、掲載枠を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に紀の川市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1月1件当たり10,000円とする。

(広告掲載料の割引)

第9条 広告掲載料は、一の申込みで3月から5月の申込みの場合は、1月当たり8,000円とし、6月以上の申込みの場合は、1月当たり7,000円とする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、掲載前月の10日までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、申請者の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

(申請者の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかつた場合

(2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日)

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。